（第１回）契約変更の内容

契約変更年月日	令和　７年　９月２９日
契約業者名	（株）ガイアート　首都圏支店
契約業者の住所	東京都新宿区下宮比町２－１　第一勧銀稲垣ビル５Ｆ
工事の名称	Ｒ６国道６号相野谷川橋舗装他工事
工事場所	自：茨城県取手市井野台地先　至：茨城県取手市小浮気地先
工事種別	アスファルト舗装工事
工事概要 （変更した内容について記述する）	１．道路土工 ２．舗装工 ３．排水構造物工 ４．縁石工 ５．防護柵工 ６．路側通信設備工 ７．構造物撤去工 ８．仮設工 ９．共通仮設費 １０．工期
工期（自）	令和　７年　２月２７日
工期（至）	令和　７年１２月２６日
変更前の契約金額	１４９，３８０，０００円（税込み）
変更金額	＋　３５，４２０，０００円（税込み）
変更後の契約金額	１８４，８００，０００円（税込み）
変更理由	１．道路土工 現地調査の結果、施工範囲の変更を行ったため、掘削工を減工する。 ２．舗装工 現地調査の結果、施工範囲の変更を行ったため、舗装準備工及びアスファルト舗装工(1)を減工し、橋面防水工、切削オーバーレイ工及び路面切削工追加する。 ３．排水構造物工 現地調査の結果、施工範囲の変更を行ったため、作業土工及び側溝工を増工し、管渠工及び集水桝・マンホール工を減工する。 ４．縁石工 現地調査の結果、施工範囲の変更を行ったため、縁石工の数量を増工する。 ５．防護柵工 現地調査の結果、施工範囲の変更を行ったため、防止柵工の数量を増工する。 ６．路側通信設備工 現地調査の結果、通信設備の移設が必要となったため、光ケーブル敷設工を追加する。 ７．構造物撤去工 現地調査の結果、施工範囲の変更を行ったため、防護柵撤去工、排水構造物撤去工及び情報ボックス撤去工を増工し、構造物取壊し工及び運搬処理工減工し、光ケーブル撤去工を追加する。 ８．仮設工 現地調査の結果、施工範囲の変更を行ったため、交通管理工を増工する。 ９．共通仮設費 現地調査の結果、施工範囲の変更を行ったため、運搬費を追加する。 １０．工期 工期は、占用物件の移設により工事を一時中止していたため、８７日間延長し、令和７年１２月２６日までとする。

（第２回、最終）契約変更の内容

契約変更年月日	令和　７年１２月２５日
契約業者名	（株）ガイアート　首都圏支店
契約業者の住所	東京都新宿区下宮比町２－１　第一勧銀稲垣ビル５Ｆ
工事の名称	Ｒ６国道６号相野谷川橋舗装他工事
工事場所	自：茨城県取手市井野台地先　至：茨城県取手市小浮気地先
工事種別	アスファルト舗装工事
工事概要 （変更した内容について記述する）	１．道路土工 ２．法面工 ３．舗装工 ４．排水構造物工 ５．縁石工 ６．防護柵工 ７．区画線工 ８．路側通信設備工 ９．構造物撤去工 １０．仮設工 １１．共通仮設費 １２．週休２日制適用工事 １３．熱中症対策に資する現場管理費の補正
工期（自）	令和　７年　２月２７日
工期（至）	令和　７年１２月２６日
変更前の契約金額	１８４，８００，０００円（税込み）
変更金額	＋　２，９７０，０００円（税込み）
変更後の契約金額	１８７，７７０，０００円（税込み）
変更理由	１．道路土工 現地調査の結果、施工範囲の変更を行ったため、法面整形工の数量を減工し、防草コンクリートの数量を増工する。 ２．法面工 現地調査の結果、施工範囲の変更を行ったため、植生工の数量を減工する。 ３．舗装工 現地調査の結果、切削オーバーレイ工については、数量精査（増）する。 ４．排水構造物工 受注者との協議の結果、コンクリート構造物のプレキャスト化を行ったため、側溝工を増工する。 現地調査の結果、集水桝・マンホール工については、数量精査（増）する。 ５．縁石工 現地調査の結果、縁石工については、数量精査（増）する。 ６．防護柵工 現地調査の結果、防止柵工については、数量精査（増）する。 ７．区画線工 現地調査の結果、区画線工については、数量精査（増）する。 ８．路側通信設備工 現地調査の結果、光ケーブル敷設工については、数量精査（増）する。 ９．構造物撤去工 現地調査の結果、施工範囲の変更を行ったため、防護柵撤去工、構造物取壊し工、排水構造物撤去工及び運搬処理工の数量を減工する。 １０．仮設工 警察協議及び河川管理者との協議の結果、交通管理工を数量精査（減）し、土留・仮締切工を追加する。 １１．共通仮設費 元特記仕様書の第２８条 工事完成図の作成、納品について、第３８条 BIM/CIM 活用工事、第９４条 防護柵設置工における出来形確保対策について及び関東地方整備局土木工事共通仕様書の第１節 総則 1-1-1-15 調査・試験に対する協力により、技術管理費を増工する。 元特記仕様書の第３７条 現場環境改善（快適トイレの設置）により、営繕費を追加する。 １２．週休２日制適用工事 対象期間内の全ての月において、４週８休以上の現場閉所を実施したため、補正係数の変更は実施しない。 １３．熱中症対策に資する現場管理費の補正 真夏日率により現場管理費を増工する。